# 越谷市立城ノ上小学校 いじめ防止基本方針

## **1 いじめの定義** 「いじめ」とは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的 関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通 じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感 じているものをいう。

(「いじめ防止対策推進法」第二条から)

### 2 越谷市立城ノ上小学校における「いじめ」のとらえ方

- ① いじめはどの児童(生徒)にも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、 一体となって取り組むべき問題である。

## 3 「越谷市立城ノ上小学校いじめ防止対策基本方針」

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである。」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解消のため、本校職員、保護者、及び関係諸機関の力を結集してその取組にあたり、安全で安心な学校づくりを推進する。

#### 1 いじめを許さない学校づくりのために(未然防止)

- (1) 本校では、人間は共に生きているという原点に立ち帰り、お互いを思いやり、人格を尊重しながら、成長し合うことが大切であるとの認識のもと、改めて、いじめや暴力を許さず、「心の教育」の充実に努め、いじめの未然防止について全校を挙げて推進する。また、地域や家庭においても、大人がいじめの問題の深刻さを十分認識できるよう留意する。そのために、学校だより等で「いじめ防止」についての記事を定期的に掲載していき、保護者、地域を啓発していく。
- (2) 本校では「いじめは決して許されない」との強い認識を徹底し、再度、子どもと教職員が共有するとともに、子どもや教職員等誰もが、いじめの傍観者とはならず、いじめを抑止する仲裁者となる土壌を育む。

(3) インターネットや携帯電話を利用したネット上のいじめが新たな問題として生じていることに留意し、子どもに情報モラルを身につけさせる指導の充実や、教職員の情報リテラシーの向上を図りながら適切に対応する。

#### 2 いじめに対する認識や気付きへの対応を充実するために(早期発見)

- (1) 常日頃から子どもの生活実態について、アンケートの実施、個別面談及び日記の活用等工夫したきめ細かい把握に努め、子どもが発する危険信号を見逃さず、その一つに的確に対応する。その際、一部の教職員が情報を抱え込み、対応が遅れることがないよう、複数の教職員で確認し、情報を共有する。
- (2) 教職員がいじめを見抜く目や立ち向かう姿勢などが弱くなっていないかなど、教職員のあり方を今一度見直すとともに、子どもの変化を敏感に察知するなどの認知能力を高める校内研修等に取り組み、学校が一丸となった体制づくりに努めるとともに、いじめの認知について保護者に啓発を図り、協力体制を築く。
- (3) 周囲の見過ごしにより、いじめとしての認知が行われないまま悩み続けることを防止するため、具体的な事例を通して「いじめの認知」に関する共通理解を図るとともに、保護者への啓発を図る。

#### 3 いじめを認知した場合の適切な対応(早期対応、早期解消)

- (1) 事故やけんかにおいても、単なる児童のトラブルとして見逃すことなく、その事象 の背景を理解し、児童に寄り添って対応する。結果として、いじめと疑われるよう な兆候を認知したときは、加害、被害双方への事実確認や周辺からの情報収集など を通して、事実関係の把握に努め、早期解消を図るための指導を行う。
- (2) 教職員がいじめを認知した場合には、情報を抱え込まず、速やかに管理職に報告 し、組織的に対応する。さらに、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の 下、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童への対応を行うものとし、双方の 保護者に正確な情報を伝えるものとする。
- (3) 重大ないじめ事案が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに、「当該いじめ事案対応チーム」を立ち上げ、その解消のために全校をあげて取り組む。 その際「越谷市いじめの重大事態の調査に関する具体的な手順」に則り、適切に対応する。また、警察との連携が必要であるか確認する。
  - ※当該いじめ事案対応チーム構成メンバー : 校長、教頭、主幹教諭(教務主任)、生徒指導主任、当該学年主任、教育相談主任、養護教諭
- (4) 双方の保護者へ、正確な情報をもとに説明するとともに、今後の方針や対策について説明することとする。
- (5) いじめを受けた児童に対するいじめの行為がやんでいる状態が3か月以上継続しており、かつ心身の苦痛を感じていないと認められる場合は、いじめが解消している状態と判断する。ただし、いじめが再発する可能性を踏まえて、日常的に注意深く観察するものとする。